

湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託
(執務環境プラン策定支援業務) 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、湧別町が委託を予定する湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託（執務環境プラン策定支援業務）について、来庁者及び職員等にとって、快適で機能的な執務環境を整備し、より一層の町民サービスの向上と事務の効率化を図るため、湧別町とともに意欲的に取り組むことができる優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託（執務環境プラン策定支援業務）
- (2) 業務内容 湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託（執務環境プラン策定支援業務）仕様書（案）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 予算規模 4,950千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当部署 湧別町総務課庁舎等整備準備室
〒099-6592 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地
電 話：01586-2-2112
F A X：01586-2-2511
E-mail：somu@town.yubetsu.lg.jp

3 実施の公表

- (1) 公表方法 湧別町役場掲示場及び湧別町公式ホームページによる
- (2) 公表年月日 令和6年10月15日（火）

4 公募型プロポーザル方式の中止等について

- (1) 緊急等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消すことがある。
- (2) 中止等のお知らせは、湧別町公式ホームページに掲載する。
- (3) 上記の場合においても本プロポーザルに要した費用を湧別町に請求することはできない。

5 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の各号に掲げるすべてに該当する単体企業とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 湧別町物品等競争入札参加資格者名簿に登録されており（二次審査までに登録される見込みも含む。）、道内に本社又は受任者としての支店・営業所がある者であること。

- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ④ 公募の日から二次審査までのいずれの日においても、湧別町競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 湧別町暴力団等排除措置要綱（平成25年告示第48号）第3条に規定する入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 平成25年4月1日以降に道内の地方公共団体の庁舎（延床面積3,000㎡以上）新築に係る本業務と同種の業務実績を元請けとして3件以上有していること。

6 募集及び審査の進め方

(1) スケジュール

内 容		日 程
実施要領等の公表		令和6年10月15日（火）
参加表明書、企画提案書等に関する質問受付期間		令和6年10月21日（月）まで
参加表明書、企画提案書等に関する質問回答期日		令和6年10月23日（水）
一次 審査	参加表明書等の提出期限	令和6年10月25日（金）
	一次審査結果の通知	令和6年10月29日（火）までに発送
二次 審査	企画提案書等の提出期限	令和6年11月7日（木）まで
	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年11月14日（木）
	二次審査結果の通知	令和6年11月19日（火）までに発送
契約予定時期		令和6年12月上旬頃

(2) 審査の流れ

本プロポーザルの審査は、町による一次審査及び湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託（執務環境プラン策定支援業務）公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による二次審査の2段階により行う。また、両審査とも非公開とし、審査委員との接触を防ぐため委員名の公表は行わない。

① 一次審査

参加表明書等の提出書類に基づき書面審査を行い、一次審査通過者として選定する。

② 二次審査

一次審査を通過した者から提出された企画提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。

7 参加表明書、企画提案書等に関する質問の受付及び回答

参加表明書、企画提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書

により提出すること。

- ① 提出書類 質問書（様式第4号）
- ② 提出期限 令和6年10月21日（月）午後5時15分まで
- ③ 提出先 湧別町総務課庁舎等整備準備室
E-mail：somu@town.yubetsu.lg.jp
- ④ 提出方法 質問書を電子メールへの添付ファイルとして、Microsoft Word形式により提出すること。なお、電子メールの着信の確認については送信者の責任において行うこと。
- ⑤ 質問に対する回答 質問に対する回答は、町ホームページにて公表する。

8 参加表明書の提出等

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式第2号）
- ③ 同種業務実績調書（様式第3号）

(2) 提出部数

各1部

(3) 参加表明書等の提出方法

- ① 提出期限 令和6年10月25日（金）午後5時15分まで
- ② 提出方法 持参又は郵送によること。（郵送により提出する場合は簡易書留郵便等とし、提出期限までに必着のこと。）
- ③ 提出先 湧別町総務課庁舎等整備準備室
- ④ 注意事項

ア 参加表明書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

イ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和6年10月28日（月）午後5時15分までに、理由を付した辞退届（様式第7号）を提出すること。

9 企画提案書の提出を要請する者の選定（一次審査）

(1) 企画提案書の提出を要請する者（以下「企画提案者」という。）の選考は、一次審査で行い選定する。

(2) 審査結果は、令和6年10月29日（火）までにすべての参加希望者へ書面により発送する。

10 企画提案書の提出等

企画提案者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類及び提出部数
- | | |
|----------------------|-----|
| ① 企画提案書（様式第5号） | 1部 |
| ② テーマに対する企画提案（様式第6号） | 10部 |
| ③ 参考見積書（様式任意） | 1部 |
- (2) 企画提案書等の提出方法
- ① 提出期限 令和6年11月7日（木）午後5時15分まで
- ② 提出方法 持参又は郵送によること。（郵送により提出する場合は簡易書留郵便等とし、提出期限までに必着のこと。）
- ③ 提出先 湧別町総務課庁舎等整備準備室
- (3) 企画提案書等の記載要領
- ① 次のテーマに対する企画提案（様式第6号）
- ア 湧別町新庁舎建設等基本計画を踏まえ、下記のテーマに関する考え方を記載し提出すること。なお、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）は記載しないこと。
- イ テーマ
- テーマ1：窓口空間についての考え方
・来庁者窓口サービス向上につながる窓口計画
- テーマ2：執務空間についての考え方
・快適で機能的な執務空間の整備計画
- テーマ3：その他独自の提案
・将来を想定した執務空間の運用に関する提案等
- ② 参考見積書（様式任意）
本業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額（10%）を提示すること。
- ③ 記入上の注意事項
- ア 本要領に基づく受託候補者選定のための審査に際して求めるのは、受託業務実施の具体的な方法及び取組のあり方についての提案であり、成果の一部の提出ではないことに留意すること。本要領において求める事項以外の内容を含む企画提案は、これを無効とする場合もある。
- イ 主要な文章における文字は読みやすい大きさ（11ポイント以上）とすること。ただし、図版等に係る部分の文字についてはこの限りではない。
- ウ 視覚的表現については、文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等は使用できるが、提案内容が具体的に表現された図面や模型等を使用してはならない。
- エ 企画提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- オ レイアウトや色彩の仕様は自由とする。

11 プレゼンテーション及びヒアリング審査（二次審査）

企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行う。

- (1) 実施方法
- ① プレゼンテーションは企画提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は30分（プレゼ

ンテーション20分、ヒアリング10分)とする。

② プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配布等は認めないものとする。

③ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは企画提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。

※プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。

(プロジェクターの機種 メーカー：EPSON 型式：EB-1771W)

④ ヒアリング等審査の説明者は、4名以内とする。

⑤ 欠席をした場合は、企画提案書等の審査、評価及び特定から除外する。

⑥ ヒアリング審査の順番は後日通知する。

(2) 実施日及び場所

① 実施日 令和6年11月14日(木) 午前10時00分

② 場 所 湧別町上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
(湧別町上湧別屯田市街地318番地 湧別町役場上湧別庁舎隣)

(3) 審査方法

審査委員会は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を経て、企画提案書等について評価を行う。

(4) 評価基準

一次審査通過者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリング審査を経て、次の項目を評価する。

① 業務実績【50点】

評価事項	評価点
同等の業務実績について評価	同種の業務実績について評価を行う。平成25年4月1日以降に道内の地方公共団体の庁舎(延床面積3,000㎡以上)新築に係る本業務を履行完了した実績1件当たり基本配点10点として、実績件数(最大5件)を乗じた合計点数により算出。 評価点 = 実績件数 × 10

② テーマに対する企画提案は次表により評価する。【30点】×審査委員数

評価事項	評価点				
	A 極めて優れている	B 優れている	C 普通	D 劣っている	E 極めて劣っている
<テーマ1> 窓口空間についての考え方	10	8	6	4	2
<テーマ2> 執務空間についての考え方	10	8	6	4	2
<テーマ3> その他独自の提案	10	8	6	4	2

③ 参考見積は次表により評価する。【50点】

評価事項	評価点
見積金額の経済性について評価する。	<p>提出された見積書の見積金額（税込）によって評価する。</p> <p>参加者の中で、最低見積金額を提出した者の評価点を50点とし、他参加者の評価点は、次の算出式により算出する。</p> <p>算出した評価点に端数が生じる場合は、小数点第一位を四捨五入する。</p> $\text{評価点} = (\text{最低見積金額} \div \text{提案見積金額}) \times 50$

12 受託候補者の特定

(1) 特定方法

審査委員会は、二次審査における業務実績及び参考見積による評価点に各審査委員のテーマに対する評価点を合計し、合計得点が高い順に最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。

(2) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、令和6年11月19日（火）までに企画提案者全員に対し、審査結果を書面により発送する。

(3) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、その結果を公表する

13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 提出期限までに企画提案書が提出されない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

14 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

発注者は、受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、企画提案時の経費見積額調書の見積額と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。

また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議を行い、協議が整

った場合に次点者と契約を締結することとする。

- ① 交渉が不調となった場合
 - ② 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合
 - ③ その他の理由により契約ができなかった場合
- (2) 契約保証金 要しない。
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 委託金額の支払条件
- ① 令和6年度1回及び完成払いとする。
 - ② 各年度の予算見込額は次のとおりとし、支払額は予算の範囲内で別途定める。

年度	委託料
令和6年度	1, 650千円
令和7年度	3, 300千円

15 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出並びに二次審査の参加費用は、参加希望者及び企画提案者の負担とする。
- (3) 契約締結をした参加者から提出された書類等の著作権は湧別町に帰属する。ただし、湧別町と契約締結をしなかった参加者から提出された書類等は企画提案者に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 提出された書類は、参加希望者及び企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に供しない。
- (6) 提出書類はプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において、必要があるときは複製する場合がある。
- (7) 町は参加希望者及び企画提案者から提出された書類について、湧別町情報公開条例（平成21年条例第14号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。